

## 議 事 録

会議の名称	平成28年第11回本庄市農業委員会総会
開催日時	平成28年11月25日（金） 午後2時から 午後3時10分まで
開催場所	本庄市役所 大会議室
出・欠席者	別紙のとおり
議 題	1 第54号議案 農地法第3条の規定による許可申請について 2 第55号議案 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について（通年） 3 第56号議案 農地法第5条の規定による許可申請について 4 報告第34号 農地法第3条の3の規定による届出について 5 報告第35号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について 6 報告第36号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について
配付資料	1 平成28年第11回本庄市農業委員会総会議案 2 平成28年第11回総会 その他連絡事項
主 管 課	農業委員会事務局

### 会 議 の 経 過

発 言 者	発 言 内 容
事務局長	<p>それでは、定刻になりましたので、ただ今より総会を始めさせていただきます。</p> <p>最初に、開会の言葉を井上会長代理にお願いいたします。</p>
井上会長代理	これより平成28年第11回本庄市農業委員会総会を開会いたします。
事務局長	<p>ありがとうございました。</p> <p>続きまして、田端会長より、ご挨拶をお願いします。</p>
田端会長	<p>みなさん、こんにちは。大変珍しく、昨日は雪になりました。11月中の降雪は、50年ぶりだそうです。雨で農作業も思うように進まないところに、この雪で大変であります。天候が安定さえすれば、農作業が進められますので、心待ちにしております。</p> <p>新農業委員制度移行の調整については、現農業委員のみなさんには、大</p>

	<p>変ご苦勞いただいております。毎月、総会のほかに地区代表委員の調整会議や全農業委員の調整会議と大変にありがとうございます。また、先月には、農業者年金の加入推進活動と遊休農地の担い手情報に協力いただきまして、誠にありがとうございます。様々な活動をみなさんをお願いしまして、本当に恐縮ですが、今後ともよろしく申し上げます。</p>
事務局長	<p>ありがとうございました。</p> <p>本日は、11番奥原委員、13番細野俊文委員、15番塩原委員及び37番荻野委員より欠席届が提出されておりますので、ご報告いたします。</p> <p>次に、総会の定足数についてでございます。農業委員会等に関する法律第27条第3項に「総会は、現に在任する委員の過半数が出席しなければ、開くことができない」と規定されております。本日の総会は、在任委員36名中32名の出席となっておりますので、総会が成立しておりますことをご報告いたします。</p> <p>これより議事に入りますが、本庄市農業委員会総会会議規則第5条の規定により、会長は会議の議長となることになっておりますので、田端会長に議長をお願いいたします。よろしくをお願いいたします。</p>
議長	<p>着座のまま失礼します。議事に入る前に本日の議事録署名委員及び会議書記の指名ですが、私から指名させていただくことにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし、の声)</p> <p>本日は、12番金井裕委員と17番坂本委員に議事録署名委員をお願いいたします。また、会議書記は事務局職員の中村主査を指名いたします。それでは、議事に入ります。</p> <p>第54号議案農地法第3条の規定による許可申請についてを上程いたします。事務局より説明をお願いいたします。</p>
事務局長	<p>第54号議案を説明いたしますので、議案書1ページをご覧ください。第54号議案農地法第3条の規定による許可申請について、ご説明申し上げます。本議案につきましては、農地法第3条第1項の規定により、別紙申請について処分したいので、ご提案申し上げます。議案内容ですが、農地法第3条の規定により、別紙の許可申請に係る処分の議決を求めるものでございます。本日提出、会長。</p> <p>申請内容については、2ページをご覧ください。申請件数は、3件で、3件とも売買による所有権移転でございます。</p> <p>次に、農地の権利移動についての許可判断要件をご説明いたします。農</p>

	<p>地法第3条第2項に許可判断の要件が規定されておりまして、まず、全部効率利用要件で、農地の全てを効率的に利用して耕作の事業を行うこと。次に、農作業常時従事要件で、農作業に常時従事すること。次に、下限面積要件で、本庄市では経営面積の合計が50a以上であること。次に、地域との調和要件で、周辺の農地利用に悪影響を与えないこと、となっております。農地の受け手がこれらすべての要件を満たしていないと許可できないこととなっております。以上でございます。</p>
議長	<p>それでは、整理番号1から順に審議いたします。まず、整理番号1について、事務局より説明を求めます。</p>
事務局長	<p>整理番号1を説明いたします。2ページをご覧ください。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、児玉町宮内地内の畑1筆及び児玉町塩谷地内の畑1筆、面積は記載のとおりです。売買による所有権移転です。経営状況は、記載のとおりです。地区担当は、清水会長代理でございます。</p> <p>受人所有農地の現地調査及び書類審査を事務局において実施しましたところ、農地法第3条第2項の許可判断要件すべてを満たしているものと思われま。以上でございます。</p>
議長	<p>整理番号1につきまして、清水会長代理より報告をお願いいたします。</p>
清水会長代理	<p>14番清水です。申請地は、渡人の両親が酪農をしていた土地です。子どもは娘3人で、それぞれ嫁いでしまったので、申請地は昨年まで荒地でした。近所に迷惑だつてことで、費用をかけて畑に戻しました。そこで、受人との売買が成立したようでございます。受人は、シイタケ栽培を中心に農業をやってますし、問題はないので、よろしくご審議お願いします。</p>
議長	<p>整理番号1について、皆さまからご質疑がありましたらお願いいたします。</p> <p>(なし、の声)</p> <p>それでは、お諮りいたします。整理番号1の許可申請について、許可することにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし、の声)</p> <p>それでは、ご異議ございませんので許可といたします。</p> <p>次に、整理番号2について、事務局より説明を求めます。</p>
事務局長	<p>整理番号2を説明いたします。2ページをご覧ください。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、児玉町上真下地内の畑1筆、面積は記載のとおりです。売買による所有権移転です。経営状況は、記載のとおりです。地区担当は、林委員でございます。</p>

	<p>受人所有農地の現地調査及び書類審査を事務局において実施しましたところ、農地法第3条第2項の許可判断要件すべてを満たしているものと思われます。以上でございます。</p>
議長	<p>整理番号2につきまして、林委員より報告をお願いいたします。</p>
林委員	<p>18番林でございます。受人は、64歳で、奥さんと二人で米麦を中心に農業に取り組んでいます。申請地にあつては、〇〇〇〇〇の道を挟んで北西側にあります。渡人は、4年前から受人に申請地を貸していたようです。特に問題はない場所ですので、よろしくご審議お願いします。</p>
議長	<p>整理番号2について、皆さまからご質疑がありましたらお願いいたします。</p> <p>(なし、の声)</p> <p>それでは、お諮りいたします。整理番号2の許可申請について、許可することにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし、の声)</p> <p>それでは、ご異議ございませんので許可といたします。</p> <p>次に、整理番号3について、事務局より説明を求めます。</p>
事務局長	<p>整理番号3を説明いたします。2ページをご覧ください。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、今井地内の田2筆、畑1筆、面積は記載のとおりです。売買による所有権移転です。経営状況は、記載のとおりです。地区担当は、浅見委員でございます。</p> <p>受人所有農地の調査については、受人住所の農業委員会に調査依頼し、経営状況欄記載の面積すべてにおいて耕作しているとの回答がございました。そのほか書類審査を事務局において実施しましたところ、農地法第3条第2項の許可判断要件すべてを満たしているものと思われます。以上でございます。</p>
議長	<p>整理番号3につきまして、浅見委員より報告をお願いいたします。</p>
浅見委員	<p>5番浅見です。申請人は、お会いできなかったのですが、申請地は確認でき、特に問題はないと思ひますので、よろしくご審議お願いします。</p>
議長	<p>整理番号3について、皆さまからご質疑がありましたらお願いいたします。</p> <p>(なし、の声)</p> <p>それでは、お諮りいたします。整理番号3の許可申請について、許可することにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし、の声)</p> <p>それでは、ご異議ございませんので許可といたします。</p>

	次に、第55号議案農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について（通年）を上程いたします。事務局より説明願います。
事務局長	<p>第55号議案を説明いたしますので、3ページをご覧ください。第55号議案農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について（通年）をご説明申し上げます。本議案につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、別紙農用地利用集積計画を決定したいので、ご提案申し上げます。議案内容ですが、農業経営基盤強化促進法第18条の規定により、別紙の農用地利用集積計画の決定に係る議決を求めるものでございます。本日提出、会長。</p> <p>計画内容については、4ページ及び5ページをご覧ください。今回の申請件数は、10件です。田3筆、畑13筆の面積合計18,916㎡の利用権設定でございます。</p> <p>次に、農用地利用集積計画について説明します。農用地利用集積計画は、農業委員会の決定を経て、市で公告しますが、決定の要件としては農業経営基盤強化促進法第18条第3項の規定により、市で定めた基本構想に適合することが必要でございます。本庄市では、利用権の設定等を受ける者が備えるべき要件として、全ての農用地を効率的に耕作又は養畜の事業を行うと認められること、耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること、その者が農業によって自立しようとする意欲と能力を有すると認められること、その者の農業経営に主として従事すると認められる青壮年の農業従事者がいるものとされており、以上の要件を全て備えることと定めております。今回の農用地利用集積計画の内容は、これらの要件を全て満たしているものと思われま。以上でございます。</p>
議長	<p>ただいま、事務局より説明がありましたが、26番池田稔委員につきましては、利用権の設定を受ける者として本人が議事対象となっておりますので、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により、議事に参与できませんので、一時退席をお願いいたします。</p> <p>（池田稔委員 退席）</p> <p>第55号議案について、皆さんからご質疑がございましたらお願いいたします。</p>
間正委員	10番の借主の有限会社は、何を栽培して、出荷しているのですか。
議長	只今の質疑に対して、事務局から説明ください。
中村主査	事務局の中村です。電話にて確認してございまして、現在は、ほうれん草を主に栽培し、出荷しているとのこと。また、10名の農業従事者

	<p>がいたることです。</p>
議長	<p>そのほかに、質疑はありませんか。</p> <p>(なし、の声)</p> <p>それでは、お諮りいたします。第55号議案について原案のとおり決定することにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし、の声)</p> <p>ご異議ございませんので、第55号議案については原案のとおり決定いたしました。</p> <p>事務局に申し上げます。池田稔委員の復席をお願いします。</p> <p>(池田稔委員 復席)</p> <p>次に、第56号議案農地法第5条の規定による許可申請についてを上程いたします。事務局より説明願います。</p>
事務局長	<p>第56号議案を説明いたしますので、6ページをご覧ください。第56号議案農地法第5条の規定による許可申請について、ご説明申し上げます。本議案につきましては、農地法第5条第3項の意見を付して、埼玉県知事に送付するため、別紙申請について意見の決定をしたいので、ご提案申し上げます。議案内容ですが、農地法第5条の規定により、別紙の許可申請について意見を求めるものでございます。本日提出、会長。</p> <p>申請内容については、7ページ及び8ページをご覧ください。申請件数は、整理番号1から9の9件でございます。以上です。</p>
議長	<p>それでは、整理番号1から順に審議いたします。まず、整理番号1について、事務局より説明を求めます。</p>
事務局長	<p>整理番号1を説明いたします。7ページをご覧ください。</p> <p>申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、児玉町元田地内の畑1筆、面積は記載のとおりです。権利区分は、使用貸借権です。申請事由は、太陽光発電施設用地です。用途地域は、指定なしです。地区担当は、坂本委員でございます。</p> <p>申請地は、9ページをご覧ください。5-1については、農用地区域内農地及び甲種農地には該当せず、農地の集団性が10ヘクタール未満であることから第2種農地と判断いたしました。第2種農地の転用は、申請人所有の第3種農地の転用によって代替できる場合は、転用できませんが、本申請人は、第3種農地を所有していませんので、許可相当になるものと思われま。また、一般基準の不許可相当に該当する項目は、申請書類を審査する限りにおいて、ないものと思われま。以上でございます。</p>

議長	整理番号1について、坂本委員の報告をお願いいたします。
坂本委員	17番坂本です。申請人は、親子関係です。5-1の地図でお分かりだと思いますが、秩父児玉線で児玉から秩父に向かって行きますと、左手になりまして、申請地の隣には、2～3年前に太陽光発電施設が設置されているところです。周辺農地にも悪影響はないと思いますので、ご審議よろしくをお願いします。
議長	整理番号1について、皆さまよりご質疑がありましたらお願いいたします。 (なし、の声) それでは、お諮りいたします。整理番号1の許可申請については、許可相当とすることに、ご異議ございませんか。 (異議なし、の声) ご異議ございませんので、許可相当として県知事に意見を送付いたします。 次に、整理番号2について、事務局より説明を求めます。
事務局長	整理番号2を説明いたします。7ページをご覧ください。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、傍示堂地内の田1筆、面積は記載のとおりです。権利区分は、使用貸借権です。申請事由は、駐車場用地です。用途地域は、指定なしです。平成28年9月6日付けで農振農用地区域から除外されております。地区担当は、関根道夫委員でございます。 申請地は、10ページをご覧ください。5-2については、農用地区域から除かれているものの、農地の集団性が10ヘクタール以上の集団の農地であることから第1種農地と判断いたしました。第1種農地の転用は、原則として不許可相当ではありますが、本申請は、住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものの転用ですので、第1種農地転用の例外により、許可相当になるものと思われま。また、一般基準の不許可相当に該当する項目は、申請書類を審査する限りにおいて、ないものと思われま。以上でございます。
議長	整理番号2について、関根道夫委員より報告をお願いいたします。
関根道夫委員	34番関根です。受人渡人は、親子であります。5-2の地図を見てもらうと分かりますが、南に交差点がありまして、北へ行く道の拡幅に伴って、除外されたものです。児童の通学路になっているものですから、自治会からの要望があり、道路の拡幅や信号機の設置が待たれているところですので、よろしくご審議をお願いします。

議長	<p>整理番号2について、皆さまよりご質疑がありましたらお願いいたします。</p> <p>(なし、の声)</p> <p>それでは、お諮りいたします。整理番号2の許可申請について、許可相当とすることに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし、の声)</p> <p>ご異議ございませんので、許可相当として県知事に意見を送付いたします。</p> <p>次に、整理番号3について、事務局より説明を求めます。</p>
事務局長	<p>整理番号3を説明いたします。7ページをご覧ください。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、今井地内の畑1筆、面積は記載のとおりです。権利区分は、所有権移転です。申請事由は、自己用住宅用地です。用途地域は、指定なしです。都市計画法第34条第11号の指定区域となっています。地区担当は、浅見委員でございます。</p> <p>申請地は、11ページをご覧ください。5-3については、農用地区域内農地及び甲種農地には該当せず、農地の集団性が10ヘクタール未満であることから第2種農地と判断いたしました。第2種農地の転用は、申請人所有の第3種農地の転用によって代替できる場合は、転用できませんが、本申請人は、第3種農地を所有していませんので、許可相当になるものと思われます。また、一般基準の不許可相当に該当する項目は、申請書類を審査する限りにおいて、ないものと思われます。以上でございます。</p>
議長	<p>整理番号3について、浅見委員の報告をお願いいたします。</p>
浅見委員	<p>受人渡人ともに会えませんでした。申請地は、5-3の地図のとおり宅地に囲まれている状況です。特に問題はありませんので、ご審議よろしく申し上げます。</p>
議長	<p>整理番号3について、皆さまよりご質疑がありましたらお願いいたします。</p> <p>(なし、の声)</p> <p>それでは、お諮りいたします。整理番号3の許可申請について、許可相当とすることに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし、の声)</p> <p>ご異議ございませんので、許可相当として県知事に意見を送付いたします。</p> <p>次に、整理番号4について、事務局より説明をお願いいたします。</p>
事務局長	<p>整理番号4を説明いたします。7ページをご覧ください。申請人の住所</p>



	<p>氏名は、記載のとおりです。申請地は、児玉町金屋地内の畑1筆、面積は記載のとおりです。権利区分は、使用貸借権です。申請事由は、自己用住宅用地です。用途地域は、指定なしです。地区担当は、高橋清一郎委員でございます。</p> <p>申請地は、12ページをご覧ください。5-4については、農用地区域から除かれているものの、農地の集団性が10ヘクタール以上の集団の農地であることから第1種農地と判断いたしました。第1種農地の転用は、原則として不許可相当ではありますが、転用目的が自己用住宅であるため、第1種農地転用の例外により、許可相当になるものと思われます。また、一般基準の不許可相当に該当する項目は、申請書類を審査する限りにおいて、ないものと思われます。以上でございます。</p>
議長	<p>整理番号4について、高橋清一郎委員より調査報告をお願いいたします。</p>
高橋清一郎委員	<p>21番高橋です。申請地は、第三金屋の唯一の住宅地として、5-4の地図のとおり宅地に囲まれている状況です。周辺農地に影響を及ぼすおそれはありませんので、みなさんのご審議よろしく申し上げます。</p>
議長	<p>整理番号4について、皆さまよりご質疑がありましたらお願いいたします。</p> <p>(なし、の声)</p> <p>それでは、お諮りいたします。整理番号4の許可申請について、許可相当とすることに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし、の声)</p> <p>ご異議ございませんので、許可相当として県知事に意見を送付いたします。</p> <p>次に、整理番号5の審議ですが、整理番号6と申請人、権利区分、申請事由及び地区担当が同一のため、整理番号5と6を一括して事務局より説明をお願いいたします。</p>
事務局長	<p>整理番号5を説明いたします。7ページをご覧ください。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、児玉町高柳地内の畑1筆、面積は記載のとおりです。権利区分は、使用貸借権です。申請事由は、太陽光発電施設用地です。用途地域は、指定なしです。地区担当は、田端会長でございます。</p> <p>次に、整理番号6を説明いたします。7ページをご覧ください。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、児玉町高柳地内の畑1筆、面積は記載のとおりです。権利区分は、使用貸借権です。申請事由は、太</p>

	<p>陽光発電施設用地です。用途地域は、指定なしです。地区担当は、田端会長でございます。</p> <p>申請地は、13ページをご覧ください。5-5及び5-6については、農用区域内農地及び甲種農地には該当せず、農地の集団性が10ヘクタール未満であることから、双方とも第2種農地と判断いたしました。第2種農地の転用は、申請人所有の第3種農地の転用によって代替できる場合は、転用できませんが、本申請人は、第3種農地を所有していませんので、許可相当になるものと思われます。また、一般基準の不許可相当に該当する項目は、申請書類を審査する限りにおいて、ないものと思われます。以上でございます。</p>
議長	<p>整理番号5及び6について、私から報告いたします。5-5と5-6の地図をご覧ください。申請人は、親子関係です。以前にも、別の場所において、太陽光発電の転用許可申請でみなさんにお世話になり、現在は、太陽光発電所として稼動しております。申請地2箇所とも、周辺農地に悪影響を及ぼすおそれがないので、みなさんのご審議よろしく願います。</p> <p>整理番号5及び6について、皆さまよりご質疑がありましたらお願いいたします。</p> <p>(なし、の声)</p> <p>それでは、お諮りいたします。整理番号5及び6の許可申請について、許可相当とすることに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし、の声)</p> <p>ご異議ございませんので、整理番号5及び6については、双方とも許可相当として県知事に意見を送付いたします。</p> <p>次に、整理番号7について、事務局より説明をお願いいたします。</p>
事務局長	<p>整理番号7を説明いたします。8ページをご覧ください。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、児玉町児玉南2丁目地内の畑10筆、面積は記載のとおりです。権利区分は、賃貸借権です。申請事由は、店舗用地です。用途地域は、第1種低層住居専用地域及び第1種住居地域です。地区担当は、高橋清一郎委員でございます。</p> <p>申請地は、14ページをご覧ください。5-7については、第1種低層住居専用地域及び第1種住居地域に存していますので、第3種農地と判断いたしました。第3種農地の転用は、原則、許可相当になるものと思われます。また、一般基準の不許可相当に該当する項目は、申請書類を審査する限りにおいて、ないものと思われます。以上でございます。</p>

議長	整理番号7について、高橋清一郎委員より調査報告をお願いいたします。
高橋清一郎委員	21番高橋です。申請地は、区画整理地内で大きな面積の一区画となっています。店舗用地としての転用ということで、近所の方々も、待ち望んでいたように思います。周辺農地への影響もありませんので、みなさんのご審議よろしく申し上げます。
議長	<p>整理番号7について、皆さまよりご質疑がありましたらお願いいたします。</p> <p>(なし、の声)</p> <p>それでは、お諮りいたします。整理番号7の許可申請について、許可相当とすることに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし、の声)</p> <p>ご異議ございませんので、許可相当として県知事に意見を送付いたします。</p> <p>次に、整理番号8の審議ですが、整理番号9と渡人、権利区分、申請事由及び地区担当が同一で、申請地が隣地になっているため、整理番号8と9を一括して事務局より説明をお願いいたします。</p>
事務局長	<p>整理番号8を説明いたします。8ページをご覧ください。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、児玉町児玉南2丁目地内の畑1筆、面積は記載のとおりです。権利区分は、所有権移転です。申請事由は、自己用住宅用地です。用途地域は、第1種低層住居専用地域です。地区担当は、武政委員でございます。</p> <p>整理番号9を説明いたします。8ページをご覧ください。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、児玉町児玉南2丁目地内の畑1筆、面積は記載のとおりです。権利区分は、所有権移転です。申請事由は、自己用住宅用地です。用途地域は、第1種低層住居専用地域です。地区担当は、武政委員でございます。</p> <p>申請地は、15ページをご覧ください。5-8及び5-9については、第1種低層住居専用地域に存していますので、双方とも第3種農地と判断いたしました。第3種農地の転用は、原則、許可相当になるものと思われまます。また、一般基準の不許可相当に該当する項目は、申請書類を審査する限りにおいて、ないものと思われまます。以上でございます。</p>
議長	整理番号8及び9について、武政委員より調査報告をお願いいたします。
武政委員	19番武政です。地図をご覧ください。区画整理地内です。申請地の

	<p>周りも、住宅がどんどん建っております。何ら問題はありませんので、みなさんのご審議よろしく申し上げます。</p>
議長	<p>整理番号8及び9について、皆さまよりご質疑がありましたらお願いいたします。</p> <p>(なし、の声)</p> <p>それでは、お諮りいたします。整理番号8及び9の許可申請について、許可相当とすることに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし、の声)</p> <p>ご異議ございませんので、整理番号8及び9については、双方とも許可相当として県知事に意見を送付いたします。</p> <p>続きまして、報告に入ります。</p> <p>まず、報告第34号を事務局より申し上げます。</p>
事務局長	<p>報告第34号を説明いたしますので、16ページをご覧ください。報告第34号農地法第3条の3の規定による届出について、農地法第3条の3の規定により、別紙の届出について本庄市農業委員会事務決裁規程第3条の規定により専決したので報告するものでございます。本日提出、会長。</p> <p>届出内容については、17ページから20ページまでをご覧ください。専決処分件数は、20件です。相続等により農地を取得した場合は、遅滞なく農業委員会へ届け出なければならないという規定による届出でございます。以上でございます。</p>
議長	<p>報告でありますので、ご了解いただき、次に進みます。</p> <p>次に、報告第35号を事務局より申し上げます。</p>
事務局長	<p>報告第35号を説明いたしますので、21ページをご覧ください。報告第35号農地法第4条第1項第7号の規定による届出について、農地法第4条第1項第7号の規定により、別紙の届出について本庄市農業委員会事務決裁規程第3条の規定により専決したので報告するものでございます。本日提出、会長。</p> <p>届出内容については、22ページをご覧ください。専決処分件数は、2件です。市街化区域内にある農地を農地以外のものにする場合は、あらかじめ農業委員会に届け出ることで県知事の許可を必要としないという規定による届出でございます。以上でございます。</p>
議長	<p>報告でありますので、ご了解いただき、次に進みます。</p> <p>次に、報告第36号を事務局より申し上げます。</p>
事務局長	<p>報告第36号を説明いたしますので、23ページをご覧ください。報告第36号農地法第5条第1項第6号の規定による届出について、農地法第</p>

	<p>5条第1項第6号の規定により、別紙の届出について本庄市農業委員会事務決裁規程第3条の規定により専決したので報告するものでございます。本日提出、会長。</p> <p>届出内容については、24ページをご覧ください。専決処分件数は、5件です。市街化区域内にある農地を農地以外のものにして、所有権の移転などをする場合は、あらかじめ農業委員会に届け出ることで県知事の許可を必要としないという規定による届出でございます。以上でございます。</p>
議長	<p>報告でありますので、ご了解いただきたいと思います。</p> <p>以上で、報告を終了いたします。</p> <p>皆様のご協力により、本日の付議事件は、すべて終了いたしました。この際、暫時休憩いたします。</p>
(14:40)	休 憩
(14:55)	
議長	<p>休憩前に引き続き、総会を再開いたします。</p> <p>委員の皆さまからその他で何かありましたら、挙手により発言していただければと思います。</p>
坂本委員	<p>児玉郡市女性農業委員連絡会の活動として、11月8日に上里町立賀美小学校で、食育活動として、つみっこ講習をして参りました。3年生を対象に先生も加わりまして、約50名で講習会を実施しました。つみっこを初めて食べたという児童もいまして、美味しくできたと好評でした。来年1月13日に美里町立大沢小学校でも、つみっこ講習会を実施する予定となっております。既に児玉小学校でも実施しましたので、今年度は3校での実施となります。例年、3校くらいで限度となっております。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>ほかに、皆さまから何かありますか。</p>
亀田委員	<p>提言させていただきたいと思います。かつては、毎年のように建議書という形でまとめて、関係行政機関に提言していましたが、我々の任期中に残念ながら、そのような活動がなされていません。話には出ていますが、形になっていないのが実情であります。1点だけなのですが、取り組みをお願いしたいと思います。児玉地域で用途が指定されている場所での4条あるいは5条の転用許可ですが、これらは、許可申請書が提出され、知事の許可が必要です。一方、本庄地域の用途が指定されている場所は、市街化区域が被さって指定されていますので、許可申請でなく届出で済んでいる状況です。同じ用途が指定されていても、市街化の線引きがされている</p>

	<p>のと線引きされていないのとで取り扱いが異なっています。用途が指定されたということは、将来的には、宅地化することを前提に用途化しているのだと思います。現農業委員さんの任期中に、建議として、埼玉県農業会議を通して、国へ提言し、法律改正に繋げていただきたいと思います。以上です。</p>
議長	<p>確かに、そのような取り組みは必要だと思いますので、任期中には、建議という形でまとめていきましょう。</p> <p>ほかに委員の皆さまから、何かございますか。</p> <p>(なし、の声)</p> <p>ないようですので、ここで議長の座を降ろさせていただきます。ありがとうございました。</p>
事務局長	<p>その他連絡事項を説明いたします。本日は、6点ございます。</p> <p>まず1点目ですが、12月総会の開催予定です。12月26日(月)午後2時から、市役所大会議室において、開催予定でございます。</p> <p>次に、2点目です。遊休農地の利用意向調査書の発送についてです。発送日は、11月29日を予定しております。対象農地については、関東農政局から「農地法の運用について」の質疑に対する回答が通知されてきて、利用意向調査を実施した遊休農地に対しては、毎年、繰り返し実施する必要がないとのことですので、今回は、今年度実施の農地パトロールにおいて、新規発生と判定された農地等を対象に発送する予定です。前回同様に、遊休農地所有者から農業委員のみなさんへ利用意向調査書の提出がされましたら、日付を確認の上、事務局へ提出いただきたいと思います。調査書右肩の所有者記入の日付と実際に受け取った日付が異なる場合は、受け取った日付を左肩に記入をし、次の総会時に事務局へ提出をお願いします。</p> <p>次に、3点目です。全国農業委員会会長代表者集会についてです。12月1日午後1時から、メルパルクホールで開催予定です。パネルディスカッションや要請決議、県内選出国會議員への要請活動等を見玉地方農業委員会連絡協議会の事業として、3町の農業委員会会長さんとともに、田端会長が参加いたします。</p> <p>次に、4点目です。農業者年金説明会についてです。来年の1月19日午後1時30分から埼玉ひびきの農協本店において、農業者年金の詳細説明を希望する方々を対象に開催する予定です。</p> <p>次に、5点目です。農業委員会新年会についてです。恒例により、新年1月25日午後6時から、埼玉グランドホテル本庄で開催予定です。来賓</p>

	<p>としての招待者は、記載のと通りの6人を予定しております。</p> <p>最後に、6点目です。その他として、田端会長の12月総会までのスケジュールを記載させていただきました。</p> <p>以上で、その他連絡事項を終了いたします。</p> <p>最後に、閉会の言葉を清水会長代理にお願いいたします。</p>
清水会長代理	<p>慎重審議ありがとうございました。</p> <p>以上で、平成28年第11回本庄市農業委員会総会を閉会いたします。</p>